

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

若松警察署協議会

|   |  |  |
|---|--|--|
| 開催年月日時  | 令和2年1月29日 午後4時00分 から<br>令和2年1月29日 午後5時40分 まで |  |
| 開催場所  | 若松警察署3階会議室                                   |  |
| 出席者   | 警察署協議会                                       | 会長以下8名                                 |
|   | 警 察 署  | 署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、刑事課長、交通課長、警備課長 |
| 議 事 概 要   |  |  |
| <p><b>【会長挨拶】</b><br/>         本日も、若松警察署運営に関し、更なる活発な意見交換をお願いする。</p> <p><b>【署長挨拶】</b><br/>         本年も、昨年同様、若松警察署運営に係る有意義な御意見を賜るようお願いする。<br/>         年末年始の情勢は比較的落ち着いており、大きな事件事故の発生はなかったものの、認知症等を患う高齢者の行方不明事案が発生したが、署員を参集し早期に発見、保護することができた。<br/>         年頭には、亡くなった方の検案に協力をいただいている若松区医師会と検案医、交通安全活動や防犯活動に御尽力いただいている功労者等2団体、10名の方に感謝状を贈呈した。<br/>         警察の活動は、市民の協力があってこそであると大変感謝している。<br/>         今後は、退職者を祝う送別会や県下逮捕術大会出場を予定しており、本年も若松警察署は一致団結し、若松区の安全安心確保のために気力・体力を充実させ、パトロールの強化、積極的な情報発信、丁寧な事案対応を念頭に業務を推進していく。<br/>         本年開催されるオリンピック、パラリンピックには当署からも応援部隊を派遣する予定であるが、昨年のG20同様、その他の署員で確実に事案対応を行うので御安心いただきたい。<br/>         若松警察署は、本年も福岡県警察三大重点目標に加え、「ニセ電話詐欺」、「自転車盗」「認知症を患う高齢者の行方不明事案」に重点を置いた活動を推進していくので皆様の御理解御協力をお願いする。</p> |  |  |

議 事 概 要

【警察署協議会会長連絡会議出席結果報告】（会長）

生活安全部長から、県内の各種事業者による特性をいかした防犯活動の事例について報告があり、企業の青パト等による安全安心パトロール、見守り隊ステッカーや防犯チラシの配布等の広報啓発活動の紹介があり、私も事業者として何らかの活動ができるのではないかと考えさせられ、大変参考になった。

今後、外国人の居住者や来訪者の増加が見込まれるなか、当警察署協議会がいち早く外国人委員を迎え、外国人の意見を警察署運営にいかしていることについて、出席者から賛同の意見が寄せられた。

当警察署協議会では、署長等の議事報告後に委員のみで検討する時間を設けていることについて、どのような効果があるかという質問があり、委員から活発な意見が挙がることや重複質問を避けること、議論が深まり委員同士の意思疎通が図られることを報告したところ、八幡西警察署協議会会長から当協議会を見学したいとの申出があった。

当警察署協議会委員が犯罪被害者支援に重大な関心を寄せ、支援型自動販売機の設置に協力したことについて、大変素晴らしいとの意見があった。

また、当警察署協議会委員が署員に対する教養を行ったことについて、署員と委員との距離が近くなり、相互理解に繋がるという意見があった。

他の警察署協議会会長が当警察署協議会の活動に関心を寄せ、今後の参考にしていただける報告になったと考えている。

【報告事項】（署長）

1 平成31年1月から令和元年12月の若松警察署管内の安全・安心の確保について

(1) 刑法犯認知件数及び110番受理件数の推移

福岡県下及び若松警察署管内

(2) 福岡県警察の三大重点目標に係る現状と取組

ア 暴力団の壊滅

イ 飲酒運転の撲滅

ウ 性犯罪の抑止

(3) 福岡県警察の重点目標に係る現状と取組

ア ニセ電話詐欺等の抑止

イ 子供安全対策の強化

ウ 交通事故の抑止

エ 災害対策の強化

オ 現場執行力の強化

2 若松警察署の3つの取組

(1) レッド走行の徹底

(2) タイムリーな安全情報の発信

(3) 迅速・的確・丁寧な事案対応

3 各課スローガン発表（各課長）

～委員のみで20分間議題について検討した後、質疑応答を実施～

議 事 概 要

【質疑応答】

- 委員から「国や文化の違いによって児童虐待の定義が異なる。アメリカでは娘が父親とお風呂に入ることが性的虐待と捉えられたり、公園で12歳以下の子どもを1人で遊ばせることも虐待と捉えられる場合がある。日本でもしつけと虐待の境界が最近変わりつつあるように感じる。保育園で運動や訓練を指導する保育士が、これらを園児に強要し傷害を負わせたというニュースを見たが、日本の法律における虐待の定義について御教示願いたい。」旨の質疑があり、署長から「児童虐待防止法には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が定義され、何人も児童に対し虐待をしてはならないと定められている。警察は、暴行罪、傷害罪、強制わいせつ罪等刑罰法規に抵触する事案を認知した場合は直ちに検挙等の措置をとるが、犯罪に至らないネグレクトや心理的虐待については、児童相談所に通告し、適切な措置を講じるよう依頼している。」旨の回答があった。
- 委員から「警察と児童相談所との連携について御教示願いたい。」旨の質疑があり、生活安全課長から「ネグレクトは、例えば食事を食べさせない、部屋に閉じ込める、子どもの面倒を見ないといった態様があり、心理的虐待は、児童の面前で父親が母親を殴るいわゆる面前DVが該当する。児童相談所とは常に情報交換し、書面通告、情報提供等を行っている。当署は児童虐待容疑事案は全件署長に報告し、署長が通告の要否を判断している。通告を受けた児童相談所は児童及び保護者等と面接のうえ、関係機関等と連携し、各々の家庭に応じた支援を行っている。」旨の回答があり、署長から「最近、面前DVによる心理的虐待の認知件数が増加傾向にある。」旨の回答があった。
- 委員から「アメリカでは、買物中等に短時間でも車内に子どもを放置すると即時逮捕される。日本では、夫婦共働き世帯の子どもが1人で自宅で留守番する、いわゆる「鍵っ子」と呼ばれる子どもがいるが、虐待とは捉えられない。心理的虐待としつけの境界があいまいに感じる。」旨の意見があり、署長から「虐待があったから全て逮捕できる訳ではなく、犯罪行為があるのかが前提であり、教育的指導であるしつけと虐待を混同しないよう、背景事情等を勘案する必要がある。」旨を説明し、委員から「日本は罪刑法定主義を採用しており、犯罪となる行為はあらかじめ法律で定められている。それ以外の行為を犯罪と捉えることには無理がある。」旨の意見があった。
- 委員から「先ほど会長から警察署協議会会長連絡会議の報告があったが、本年、若松警察署が推進する「飲酒運転撲滅」、「ニセ電話詐欺抑止」について、警察が企業等と一体となって取り組むことがより効果的ではないかと感じた。警察から企業等に働きかけ、情報等を提供し、若松区民も一体となって、ワンチーム若松として協働して活動し、日本一安心な町、若松を是非実現していきたい。」旨の意見があり、署長から「今後も企業等への出前教室等を積極的に

議 事 概 要

開催し協力を要請していきたい。また各種会合にも積極的に出席し、あらゆる機会を活用して市民の皆様には現状を説明し御理解を賜るように努力を続けていく。」旨の説明があった。

- 委員から、「福岡県は性犯罪の発生が全国ワースト2位と言われているが、人口比で女性の割合が多い福岡市と比較すると、北九州市での発生は体感的にも少ないと感じるが、今後、被害者となり得る女子高校生や大学生を対象に、自覚を促す防犯教室の積極的な開催をお願いする。また、地域・企業を巻き込んだ対策も強化していただきたい。」旨の意見があった。
- 委員から、「飲酒運転により検挙される者が未だに後を絶たない現状であるが、現在は飲酒して運転することは犯罪であると多くの方が認識している。未だに飲酒運転を行う者は常習的なアルコール中毒者が多いのではないか。」旨の質疑があり、交通課長から「福岡県では、平成24年に全国初の罰則付きの条例が制定され、繰り返し飲酒運転をした者は医師の診察を受けなければならない旨規定されている。仕事や家庭生活で大きなストレスを抱えている人は、現実逃避から過度な飲酒を繰り返し、アルコール依存症に移行する傾向がある。アルコール依存症は自覚がないので、どんどん進行し、病気なので自分で治すことができない。お酒を味わうのではなく、酔って嫌なことを忘れるために多量のアルコールを摂取し、その延長として、飲酒運転という結果を引き起こしている。企業等の交通講話では、飲酒運転の具体的事例を紹介し、従業員が飲酒運転で交通事故を起こしたり、不幸な結果を招くことがないように、朝、酒臭がするなどアルコール依存症のおそれがある従業員に対して、積極的に受診を促すようお願いしている。」旨の説明があった。

以 上